

(全任命権者)

資料 1-1

贈与等報告件数 累計

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
12年度			14	74	88
13年度	10	58	68	17	153
14年度	28	6	54	39	127
15年度	16	84	20	10	130
16年度	16	10	28	13	67
17年度	13	36	17	17	83
18年度	16	17	16	15	64
19年度	21	16	13	11	61
20年度	10	14	13	14	51
21年度	7	5	3	49	64
22年度	12	7	4	3	26
23年度	5	7	6	11	29
24年度	5	6	12	10	33
25年度	7	9	12	10	38
26年度	7	7	13	11	38
27年度	6	4	11	7	28
28年度	9	11	18	8	46
29年度	0	3	12	13	28
30年度	6	10	7	4	27
令和元年度	1	1	2	2	6
令和2年度	1	2	4	3	10
令和3年度	0	1	2	4	7
令和4年度	1	0	2	0	3
令和5年度	0	6	5	0	11
令和6年度	3	11	13	5	32
令和7年度	1	13	16	13	43
計	201	344	385	363	1,293

↓令和7年度内訳

知事	0	0	(4)	0	(4)
企業	0	0	0	0	0
病院	1	5	4	1	11
監査	0	0	0	0	0
教育	0	8	8	12	28
警察	0	0	0	0	0
計	1	13	16	13	43

※ () 書きは「贈与」、それ以外は「報酬」

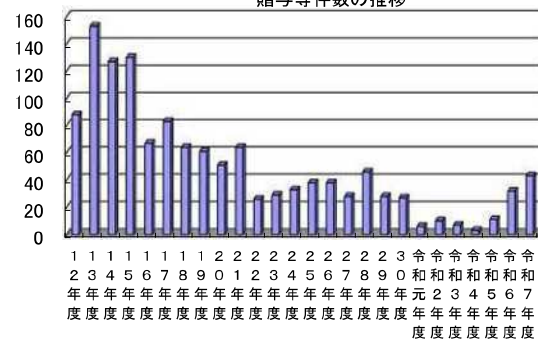
うち倫理審査会での審議案件（部長の職制上の段階に属する職以上）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
0	0	1	3	4
0	0	1	1	2
0	0	42	32	74
0	0	0	0	0
0	1	0	0	1
0	24	1	0	25
0	1	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	44	44
0	0	0	0	0
0	0	0	2	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	2	0	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	0	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	0	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	28	47	83	158

贈与等の種別内訳

内訳	贈与	報酬	計
	香典等	講演会等 謝金	
知事	456	529	985
企業	3	1	4
病院	1	101	102
監査	0	2	2
教育	5	176	181
警察	12	7	19
計	477	816	1,293

贈与等件数の推移



贈与等報告：福島県職員倫理条例第5条（抜粋）

管理職員は事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則等で定める報酬の支払を受けたときは、四半期毎に、贈与等報告書を提出しなければならない。

飲食及びゴルフの届出（年度別・四半期毎集計）（全任命権者）

資料 1-2

1 飲食の届出数

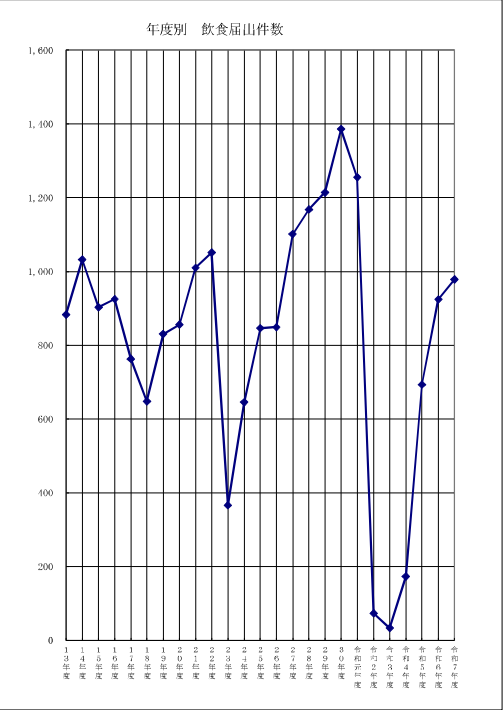
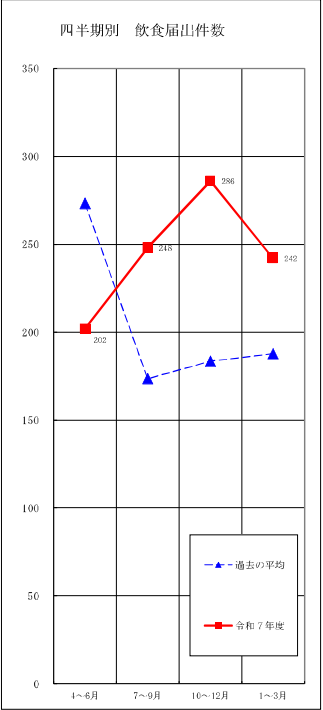
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
13年度	332	202	150	199	883
14年度	346	178	271	237	1,032
15年度	315	198	220	170	903
16年度	339	225	194	167	925
17年度	260	140	249	114	763
18年度	278	167	128	75	648
19年度	348	187	171	124	830
20年度	350	178	164	164	856
21年度	374	214	151	271	1,010
22年度	360	307	222	162	1,051
23年度	32	50	134	150	366
24年度	215	129	148	153	645
25年度	305	163	156	222	846
26年度	331	134	192	192	849
27年度	289	202	221	389	1,101
28年度	422	208	219	319	1,168
29年度	377	197	308	332	1,214
30年度	452	308	313	313	1,386
令和元年度	486	367	171	231	1,255
令和2年度	3	35	35	0	73
令和3年度	0	0	23	10	33
令和4年度	11	32	42	88	173
令和5年度	136	147	222	188	693
令和6年度	194	197	298	235	924
過去の平均	273	174	183	188	818
令和7年度	202	248	286	242	978

令和7年度内訳（飲食）

知事	197	244	280	238	959
企業局	0	0	0	0	0
病院局	0	0	0	0	0
監査	0	0	0	1	1
教育	0	1	1	1	3
警察	5	3	5	2	15
計	202	248	286	242	978

2 ゴルフの届出数

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
13年度	22	23	0	3	48
14年度	6	6	7	1	20
15年度	16	7	4	0	27
16年度	11	5	5	0	21
17年度	8	4	25	3	40
18年度	2	5	0	0	7
19年度	5	3	0	1	9
20年度	1	2	2	0	5
21年度	1	1	2	0	4
22年度	0	7	5	0	12
23年度	0	0	2	0	2
24年度	1	4	1	2	8
25年度	0	4	1	0	5
26年度	0	9	1	0	10
27年度	2	4	4	4	14
28年度	1	5	5	0	11
29年度	1	7	2	2	12
30年度	1	7	3	0	11
令和元年度	3	4	2	0	9
令和2年度	1	2	1	0	4
令和3年度	1	0	3	0	4
令和4年度	2	2	3	2	9
令和5年度	6	5	4	1	16
令和6年度	8	5	6	3	22
過去の平均	4	5	4	1	14
令和7年度	9	3	2	2	16



飲食・ゴルフの届出：福島県知事部局職員倫理規則第5条、第6条抜粋

職員は、職務外において利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食（ゴルフ）をする場合にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。

【参考】令和7年度第4四半期の飲食・ゴルフの届出件数の傾向

飲食の届出件数は242件であり、過去平均より多いものの、概ねコロナ禍以前と同程度になっている。
ゴルフの届出件数は2件であり、過去平均と同程度となっている。

令和7年度内訳（ゴルフ）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
知事	9	3	2	2	16
企業局	0	0	0	0	0
病院局	0	0	0	0	0
監査	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0
警察	0	0	0	0	0
計	9	3	2	2	16

不祥事の再発防止策の全体像

福島県職員の不祥事対策に関する検討委員会からの御意見を踏まえ、以下のとおり既存の取組を強化・継続するとともに、新たな対策を追加することにより、不祥事の再発防止に向けて、職員一人一人への「法令遵守意識」と「危機意識」の確実な浸透を図る。

組織(仕組み)として取り組む対策

○ 福島県職員倫理条例に基づく取組

- ・ 倫理審査会の開催
- ・ 贈与等の報告
- ・ 飲食・ゴルフの届出
- ・ 利害関係者との禁止行為周知リーフレットの配布

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

○ 福島県職員コンプライアンス・マニュアル等に基づく取組

- ・ 所属内研修におけるグループワークの導入
- ・ コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当主幹の設置
- ・ チェックシートによる四半期ごとの自己検証
- ・ 公用車等運転時の職員への酒気帯び有無の確認
- ・ コンプライアンス推進月間の実施
- ・ 福島県職員コンプライアンス必携の常時携帯

【新規】

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

○ 管理職員に対する研修

- ・ 外部講師による管理職のコミュニケーションスキル向上等研修
- ・ 不祥事根絶対策研修
- ・ 新任管理者特別研修

【強化】

【継続】

【継続】

○ 職員面談等の実施

- ・ 職員面談の実施
- ・ 不祥事防止啓発リーフレットの配布

【継続】

【継続】

○ 収賄・わいせつ事案に関する懲戒処分の考え方の厳格化

※当該事案に厳正に臨む姿勢を県民に明らかにするとともに職員へ周知。

【新規】

○ 風通しの良い職場環境づくり(職員アンケートの実施)

※職員の悩み等を相談しやすい風通しの良い職場になっているかを確認。

【新規】

○ 庁内の優良事例の水平展開

※副知事と出先機関の長の意見交換会で報告された優良な取組を展開。

【新規】

○ 不祥事対策の継続的な検証と見直し

※倫理審査会等の第三者から検証を受け、不断の見直しを行う。

【新規】

○ 入札制度等監視委員会による再発防止策等への提言項目の実施(主な対策)

- ・ 各種システムからの情報漏洩防止
- ・ 執務室内での機密情報の情報漏洩防止
- ・ 各種システムでの不正アクセスの検知
- ・ 再発防止策のPDCA

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

職員個人への浸透を図る対策

○ 職員に対する研修

- ・ 不祥事を自分事として考えさせる研修の実施
- ・ 基本研修(公務員倫理等に関する科目も実施)
- ・ 公務員倫理講座

【強化】

【継続】

【継続】

○ 懲戒処分事案の公表・情報共有

※事案の概要を県HPに掲載するとともに庁内にも情報共有。

【新規】

○ 職員相談窓口の周知強化

※新たに依存症等に関する相談窓口も含めて全職員への周知を強化。

【強化】

不祥事防止に関して、昨年度の倫理審査会の結果等を踏まえ、重点的に取り組んだ項目については以下のとおり。

□ 職員に対する研修（不祥事を自分事として考えさせる研修の実施）

- 🌀 法令や規程はもとより、業務に潜むリスクを把握して適切に対応するため、全職員を対象に動画研修を実施（令和 8 年 3 月）

□ 所属内研修におけるグループワーク

上記の個人研修等と併せて全職員がグループワークを実施
（実践例）

- 🌀 飲酒運転の処分事案発生に伴う、動画教材を用いた防止策に係るグループワークの実施
- 🌀 自転車運転の交通反則通告制度（青切符）導入に伴うグループワークの実施
- 🌀 その他の事例（詐欺事案、個人情報取扱、入札妨害等）に係るグループワークの実施

□ 管理職向けOJT研修

- 🌀 管理職を対象に、OJTの意義、風通しの良い職場づくり、不祥事防止の意識醸成などについて、外部講師による集合研修を実施（令和 7 年 1 0 月）。

□ 風通しの良い職場環境づくり（職員アンケートの実施）

- 🌀 職場環境に係る項目について職員アンケートを実施（調査結果：平均 3.5 5 点／ 5 点満点中）
- ※ 類似調査実施団体の状況（R 7 公表値）
厚労省: 3.4 6、北海道: 3.0 6、三重県 3.2 2

□ その他各部独自の取組

- 🌀 外部講師によるコンプライアンス関係の講習会の開催
- 🌀 部長級職員による出先機関訪問（意見交換）
- 🌀 所属職員向けの定期的なメールマガジンの配信による注意喚起
- 🌀 風通しの良い職場環境づくりの一環として、若手職員（1～5年目）の悩みに対し、先輩職員（10～11年目）がアドバイスをする意見交換会の開催

不祥事対策の継続的な検証と見直しについて

参考

※R7 倫理審査会開以降に知事部局において処分した案件の一覧

No.	被処分者	処分の 程度	処分 年月日	事件概要
1	公益的法人に派遣 中の一般職員 (30代、男性)	減給 1 月	R7.7.18	令和7年3月20日（木）、私用のため、宮城県仙台市から宮城県刈田郡蔵王町に向かう途中、私有自動車で宮城県柴田郡村田町大字村田字西原174番地1号付近の宮城県道25号岩沼蔵王線を宮城県刈田郡蔵王町方面へ走行していた午前10時45分頃、法定速度時速40kmの現場を時速75kmで走行し、取締中の警察官に停車を求められ、法定速度を時速35km超過していたとして検挙されたものである。
2	南会津方部の出先 機関の管理職員 (50代、男性)	減給 1 月	R7.7.18	令和7年3月、県内の飲食店で行われた所属の懇親会終了後に、女性職員を自宅に招き入れ2人で飲酒をした後、同職員が帰宅する際に抱きつき不快感を与えるというセクシュアル・ハラスメント行為をしていたことが、同職員からの申し出により判明したものである。
3	いわき方部の出先 機関の一般職員 (20代、女性)	免職	R8.2.5	SNSアプリ「X」に令和7年8月24日（日）に開催されるコンサートのチケットを販売する旨の虚偽の投稿をして購入希望者を募った上、同投稿を見て購入を希望した女性に対し、前記チケットを確実に入手できる見込みはなく、かつ、これを販売する意思もないのに、これらがあるように装い、同年8月1日（金）から同月2日（土）にかけて、SNSアプリ「X」及び「LINE」を利用し、同女性に前記チケット2枚を1万9600円で販売する旨の虚偽のメッセージを送信し、自身に1万9600円相当の電子マネーを送金すれば、前記チケットを入手できるものと誤信させ、同日、決済サービス「PayPay」を利用して、自身に電子マネーを送金させて、もって人を欺いて財産上不法の利益を得たものである。